

一般社団法人石川県助産師会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人石川県助産師会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を石川県白山市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、社団法人日本助産師会との連携のもと、人々のニーズに応える助産及び母子保健領域の活動の開発・展開を図ることにより、人々の健康・福祉の改善・向上に貢献することと、あわせて助産師への教育と研鑽に根ざした専門性に基づき、助産師職の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の内容からなる事業を行う。

- (1) 助産及び母子保健事業の実施及び普及・啓発活動に関する事業
- (2) 次世代育成支援に関する事業
- (3) リプロダクティブヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)の尊重、普及、活動に関する事業
- (4) 助産業務の質の保証並びに助産師育成及び資質の向上に関する事業
- (5) 助産及び母子保健の調査・研究に関する事業
- (6) 助産師の労働環境等の改善及び福祉の向上による県民の健康及び福祉の増進に関する事業
- (7) その他公益目的を達成するために必要な事業
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第3章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 石川県に在住又は勤務する助産師で当法人の目的に賛同して入会したもの。（但し、名誉会員は除く）
- (2) 特別会員 正会員であったが、高齢又は病弱のため就業できなくなった者で、本人の希望により理事会の承認を経て会長に変更を届けたもの。
- (3) 名誉会員 正会員又は特別会員より選出され、当法人に顕著な功労があって、理事会の推薦を受け、本人の承諾を得て総会において承認されたもの。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員となる。なお、理事会において可否を決定し本人に通知するものとする。

2 正会員となったものは、同時に「社団法人日本助産師会」に入会しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員および特別会員は、社員総会において定める会費規程に基づき入会費及び会費（以下「会費等」という）を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 正会員、特別会員は、別に定める退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

(懲戒)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、理事の3分の2以上の議決に基づき、懲戒(但し、除名を除く)をすることができる。

- (1) この定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 助産業務に関し当法人に苦情申し立てが有り、これに対する改善指示をしたにも拘わらず、これに対応できていないとき。
- (4) 助産師自身の診断・ケアに基づく過失を原因とした重篤な医療事故(母体死亡、胎内死亡、新生児死亡、重症脳性麻痺、重篤な後遺症を残す場合等)を起こした場合等。
- (5) その他懲戒すべき正当な事由があるとき。

2 懲戒相当として理事会の審議に付すか否かを審議するために、「調査・懲戒委員会」を設置する。

3 懲戒処分の種類は次のとおりとする。

- (1) 嚴重注意
- (2) 改善勧告
- (3) 義務研修(約2年間:指定の助産所及び地域の連携医療機関で研修)
- (4) 分娩を取り扱う助産業務の停止
- (5) 除名

4 前項第5号の規定により会員を除名しようとする場合は、理事会の決議により除名相当とする会員に關し、社員総会において、総正会員の3分の2以上に当たる多数による同意の議決を経なければならぬ。この場合、その会員に対し当該社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知するとともに、同総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第1項及び第4項の規定により懲戒(除名を含む)が決議されたときは、会長はその会員に対し、懲戒(除名を含む)した旨を通知すると共に懲戒の原因となった事実及び懲戒内容を会報に掲載する。

(会員の資格喪失)

第11条 第9条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第10条に基づく除名の同意があったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 正当な理由なく1年間以上第8条の会費等を滞納したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 専門部会

(専門部会)

第13条 当法人に助産所部会、保健指導部会及び勤務助産師部会を置く。

- 2 助産所部会は、主として分娩を取り扱う助産所を開設し、又は運営する会員をもって組織し、助産所を開設し、又は運営する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する。
- 3 保健指導部会は、主として保健指導を業とする会員をもって組織し、保健指導に従事する助産師の活動に関する事項を検討し理事会に報告する。
- 4 勤務助産師部会は、主として病院等に勤務する会員をもって組織し、病院等に勤務する助産師の活動に関する事項を検討し理事会に報告する。
- 5 正会員は、助産所部会、保健指導部会又は勤務助産師部会のいずれかに所属するものとする。
- 6 各部会の運営に関し必要な事項については、理事会の議決を経て会長が専門部会規程に定める。

第5章 代議員及び予備代議員

(代議員の員数その他)

第14条 当法人に社団法人日本助産師会の代議員を置く。その員数、任期は社団法人日本助産師会の定款

に基づくものとする。

- 2 前項の代議員をもって社団法人日本助産師会の一般法人法上の社員となることができる。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行なうために必要な代議員選挙規程は理事会において定める。
- 4 正会員は、代議員選挙に立候補することができる。
- 5 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。

(代議員の任期)

- 第15条 代議員の任期は代議員として選出された日の属する年度の翌年度の1年間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が社団法人日本助産師会総会における決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。（この場合において、当該代議員は、役員の選任及び解任（同法第63条及び第70条）並びに定款変更（同法第146条）についての議決権を行なわないこととする）。
 - 3 代議員の任期が満了しても、後任者が決まるまでは、代議員は、引き続きその職務を行なわなければならぬ。

(予備代議員)

- 第16条 代議員が欠けたとき又は事故がある場合に備えて、代議員選挙規模により、得票数の多かったものを予備代議員として、選出代議員数に1を加えた数の予備代議員を順次繰り上げて代議員とすることができる。繰り上げ当選した代議員の任期は任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 2 代議員が欠けたとき又は事故があるときは、予備代議員に議決権を代理行使させることができる。
 - 3 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が予備代議員である旨
 - (2) 当該候補者を特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該補欠の代議員相互間の優先順位
 - 4 第2項の予備代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

(代議員の資格の喪失)

- 第17条 代議員は、辞任届けを提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任できる。
- 2 前項のほか、代議員は、第11条に掲げる会員資格の喪失によって代議員の資格を失う。

(代議員の報酬等)

- 第18条 代議員は、無報酬とする。
- 2 代議員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第6章 社員総会

(種類)

- 第19条 当法人の社員総会は、定期社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成および議決権)

- 第20条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第21条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事会において総会に付議した事項
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認及び各事業年度の事業及び決算予算

報告

- (5) 定款の変更に関する事項
- (6) 会費及び入会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分に関する事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項並びにこの定款に定める事項

(開催)

第22条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第23条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会招集の請求をすることができる。
- 3 代表理事は、同条第1項により社員総会を招集するときは、社員総会の日の2週間前までに正会員に対して、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。
- 4 同条第2項の規定により臨時社員総会の請求があったときは、理事会を経て請求日の日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第24条 社員総会の議長は1名とし、当該社員総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、出席正会員及び委任状の合計が総正会員数の3分の2以上をもって成立する。

(決議)

第26条 総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある事項を除き、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員数の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(代理権行使等)

第27条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。この場合において、前条1項及び2項の規定の適用については、その会員は社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 当該議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第7章 役員等

(役員の設置)

第29条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上 10名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とし、副会長を若干名選出することができる。
- 3 監事のうち、医療職以外の監事を1名置くことができる。
- 4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、10名以内を一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、会長、副会長、その他の業務執行理事を理事の中から選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会の決議により選出された会員候補者の中から会長を選定する方法によることができる。
- 3 監事は、当法人の理事又は代理員・職員を兼ねることができない。

(役員等の親族等割合の制限)

第31条 当法人の理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は(親等内の親族その他特別な関係にある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

- 2 他の同一の團体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定められたものを除く)の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、業務を分担し、執行する。
- 4 副会長、業務執行理事の権限は、理事会が定める職務権限規定による。
- 5 代表理事および、業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 当法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要であると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは、不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又は、これらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事は、同一職に引き続き就任するときは、選任後6年(業務執行理事について8年)以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときを超えて就任することができない。
- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、監事は、同一職に引き続き就任するときは、選任後8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときを超えて就任することができない。

- 5 指定として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 6 理事又は監事は第29条第1項で定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退出した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第35条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、全ての正会員の3分の2以上の議決をもって行わなければならない。

(報酬等)

第36条 役員は原則として無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、定時社員総会の決議により別に定める役員等の費用に関する規定による。

(損害賠償責任の免除)

第37条 理事、監事は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかるらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ免除することができない。

- 2 規定にかかるらず、当該理事、監事が善意かつ重大な過失がない場合には、当法人は、同法114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事、監事（理事、監事であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第8章 理事会

(構成)

第38条 当法人に理事会を設置する。

- 2 理事会はすべての理事をもつて構成する。

(権限)

第39条 理事会は、法令およびこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会員及び副会長、その他の業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 従たる事務所その他重要な組織の設定、変更及び廃止
 - (4) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
- (5) 一般法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除

(招集および議長)

第40条 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集し、議長となる。

- 2 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもつて、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。
- 3 前項の規定にかかるらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議に關して特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第9章 委員会

(委員会)

第44条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 主たる職員は、理事会の決議を経て、会長が任命する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計原則等)

第47条 当法人の会計は、一般社団法人の会計の基準その他の会計の慣行に従うものとする。

(資産の管理)

第48条 当法人の資産は、会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第49条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が作成し、毎事業年度の開始の前日までに、理事会の承認を経て総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期総会において報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿会計監査報告

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 貸借対照表は通常総会終了後遅滞なく、公告するものとする。

(剰余金)

第51条 当法人は、剰余金の分配をおこなうことができない。

(特別の利益の禁止)

第52条 当法人は当法人の会員、役員、使用人若しくは基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

2 当法人は株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることはできない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

(会計の規定等)

第53条 当法人の会計に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(基金)

第54条 当法人は、基金を引き受けるものの募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を精算人において別に定める。

第12章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において、すべての正会員の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届出なければならない。

(合併等)

第56条 当法人は総会において、すべての正会員の3分の2以上の議決により、他の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

(解散)

第57条 当法人は、すべての正会員の3分の2以上の議決、その他法令で定められた事由により、解散することができる。

(残余財産の帰属)

第58条 当法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈りするものとする。

第13章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第59条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公表する。

2 情報公開に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第60条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第14章 公 告

(公告)

第61条 当法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第15章 附則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(最初の事業年度)

第63条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第64条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	加藤 和子
同	東出 和子
同	吉川 由起子
同	植田 幸代

設立時代表理事 加藤 和子

設立時監事 井上 博子

2 設立登記日における代議員については、設立登記日の前日における現代議員がこれに就任するものとし、その任期は設立登記日から起算する。

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第65条 設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

設立時社員 1 住所	石川県白山市富光寺町 67番地
氏名	加藤 和子
2 住所	石川県加賀市荒木町二の29番地甲
氏名	東出 和子
3 住所	石川県金沢市久安3丁目77番地1
氏名	吉川 由起子
4 住所	石川県白山市知氣寺町り 29番地1
氏名	植田 幸代

(法令の準拠)

第66条 この本定款に定めのない事項は、すべての一般社団法人法その他の法令に従う。